

## 「北方領土問題に関する特別世論調査」の概要

平成 25 年 11 月 7 日

内閣府政府広報室

調査概要	調査対象	全国 20 歳以上の日本国籍を有する者 3,000 人
	有効回収数(率)	1,848 人 (61.6%)
	調査時期	平成 25 年 9 月 26 日～10 月 6 日
	調査方法	調査員による個別面接聴取

調査目的 北方領土問題に関する国民の意識を調査し、今後の施策の参考とする。

- 調査項目
- 1 北方領土問題の認知度
  - 2 北方領土問題を何で知ったか
  - 3 北方領土返還要求運動の認知度
  - 4 北方領土返還要求運動への参加意欲
  - 5 返還要求運動に参加したくない理由
  - 6 若い世代の返還要求運動への参加促進について

<お願い>

本資料の内容を引用された場合、その掲載部分の写しを  
下記宛にご送付ください。

内閣府大臣官房政府広報室

世論調査担当

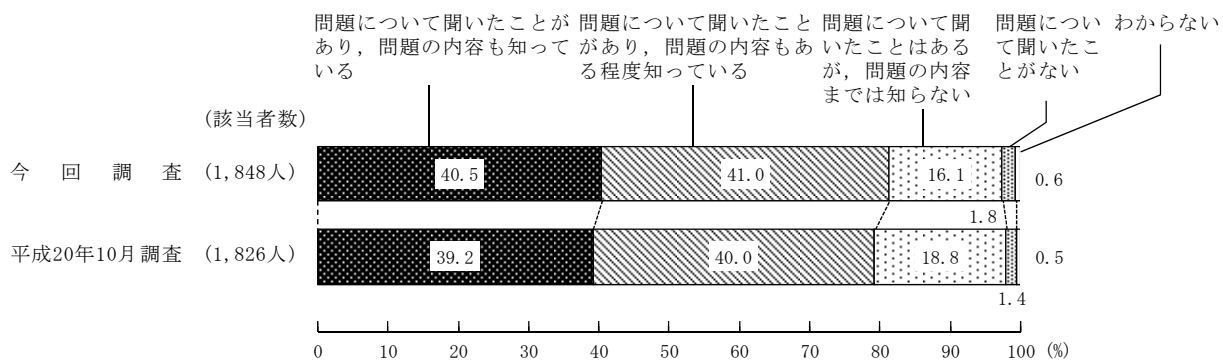
〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1

電話 03(3581)0070

FAX 03(3580)1186

# 1 北方領土問題の認知度

	平成 20 年 10 月	→	平成 25 年 10 月	
・問題について聞いたことがあり、問題の内容も知っている	39.2%		40.5%	
・問題について聞いたことがあり、問題の内容もある程度知っている	40.0%		41.0%	
・問題について聞いたことはあるが、問題の内容までは知らない	18.8%		16.1%	(減)
・問題について聞いたことがない	1.4%		1.8%	

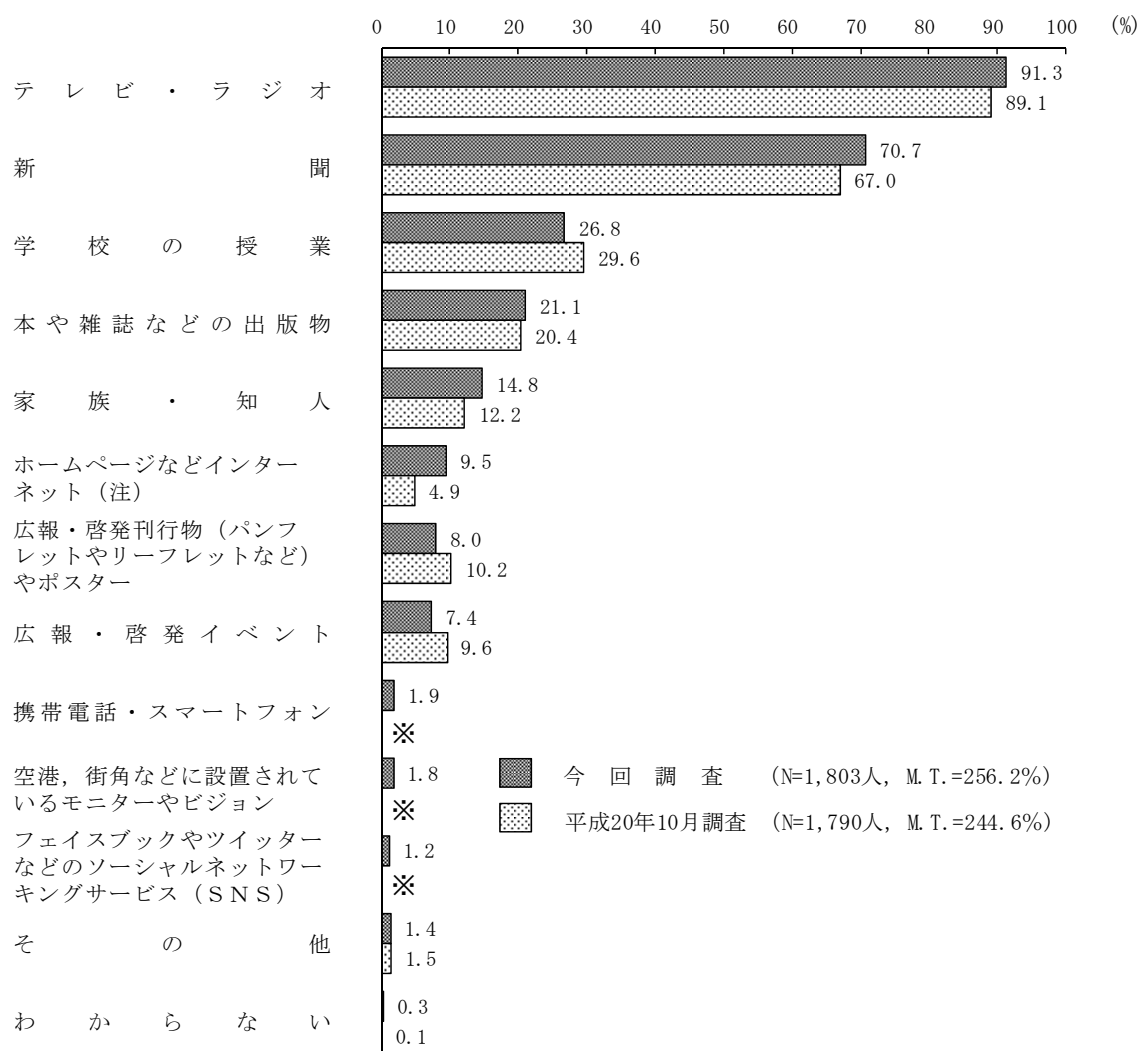


（「問題について聞いたことがある」とする者（1,803人）に）

（ア） 北方領土問題を何で知ったか（複数回答，上位4項目）

	平成20年10月		平成25年10月	
・テレビ・ラジオ	89.1%	→	91.3%	（増）
・新聞	67.0%	→	70.7%	（増）
・学校の授業	29.6%	→	26.8%	
・本や雑誌などの出版物	20.4%	→	21.1%	

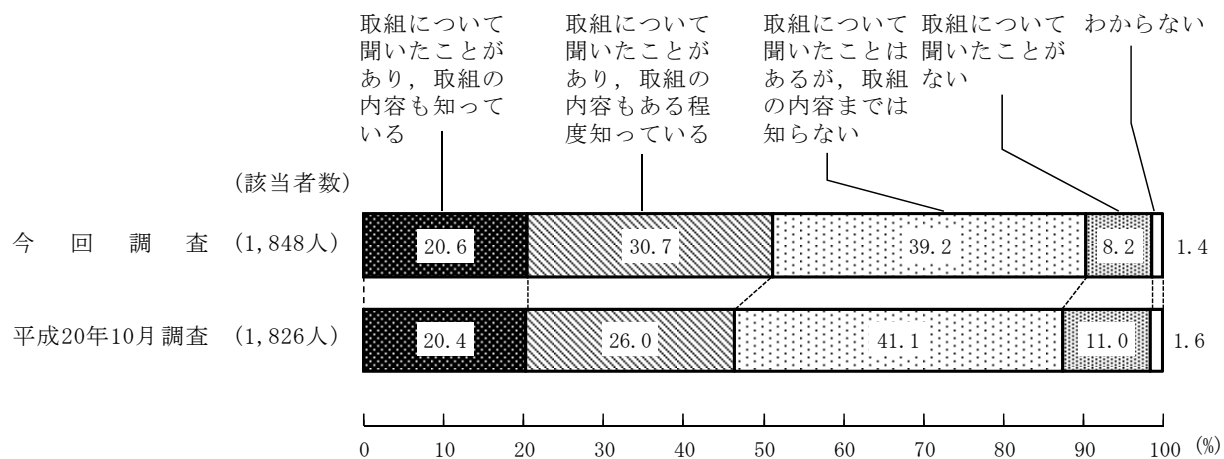
「問題について聞いたことがあり，問題の内容も知っている」，「問題について聞いたことがあり，問題の内容もある程度知っている」，「問題について聞いたことはあるが，問題の内容までは知らない」と答えた者に，複数回答



（注）平成20年10月調査では，「インターネット」となっている。  
 ※：調査をしていない項目

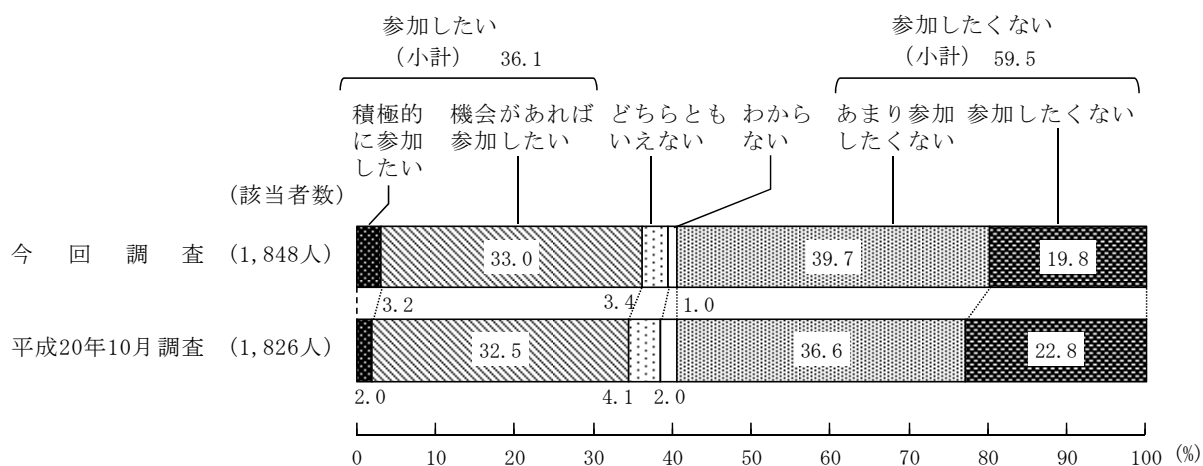
## 2 北方領土返還要求運動の認知度

	平成 20 年 10 月		平成 25 年 10 月	
・取組について聞いたことがあり、取組の内容も知っている	20.4%	→	20.6%	
・取組について聞いたことがあり、取組の内容もある程度知っている	26.0%	→	30.7%	(増)
・取組について聞いたことはあるが、取組の内容までは知らない	41.1%	→	39.2%	
・取組について聞いたことがない	11.0%	→	8.2%	(減)



### 3 北方領土返還要求運動への参加意欲

	平成 20 年 10 月		平成 25 年 10 月	
・参加したい (小計)	34.5%	→	36.1%	
積極的に参加したい	2.0%	→	3.2%	(増)
機会があれば参加したい	32.5%	→	33.0%	
・参加したくない (小計)	59.4%	→	59.5%	
あまり参加したくない	36.6%	→	39.7%	
参加したくない	22.8%	→	19.8%	(減)

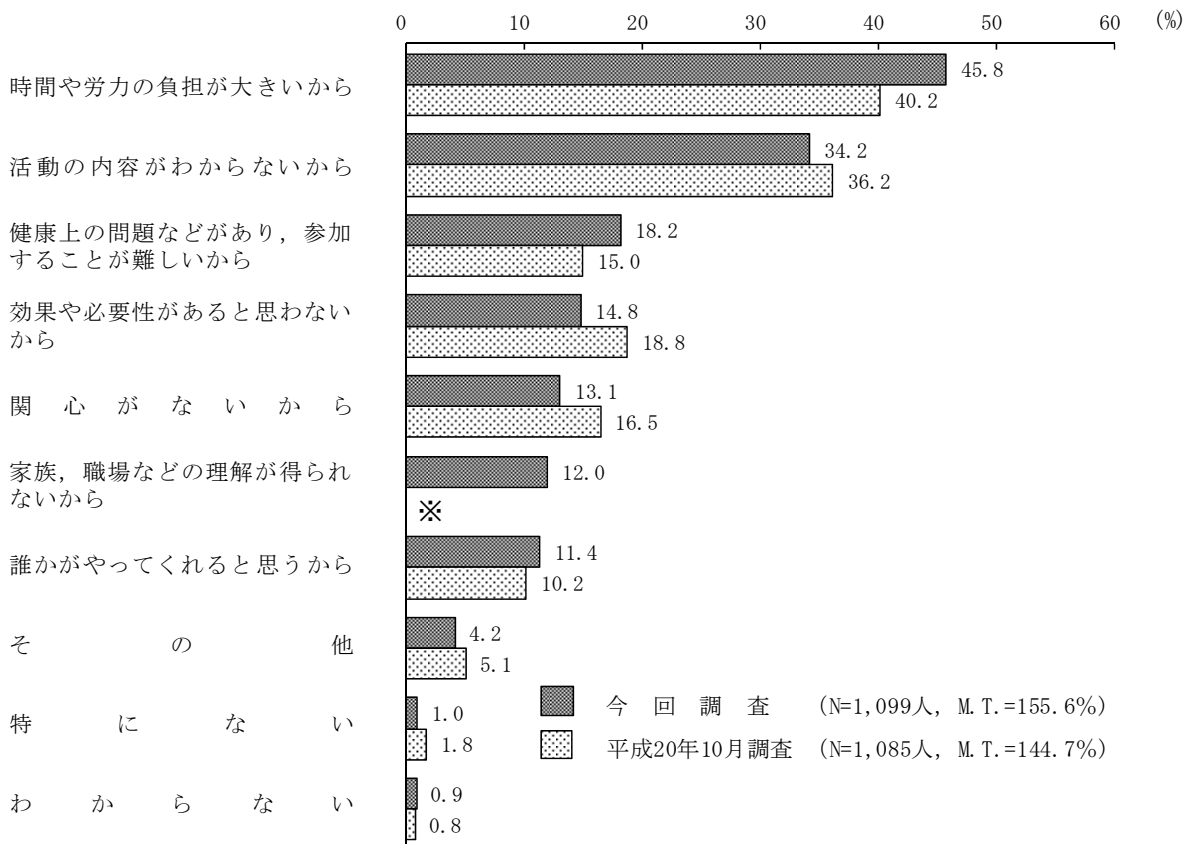


（「参加したくない」とする者（1,099人）に）

（ア）返還要求運動に参加したくない理由（複数回答，上位2項目）

	平成20年10月		平成25年10月	
・時間や労力の負担が大きいから	40.2%	→	45.8%	（増）
・活動の内容がわからないから	36.2%	→	34.2%	

〔 北方領土返還要求運動に「あまり参加したくない」，  
「参加したくない」と答えた者に，複数回答 〕

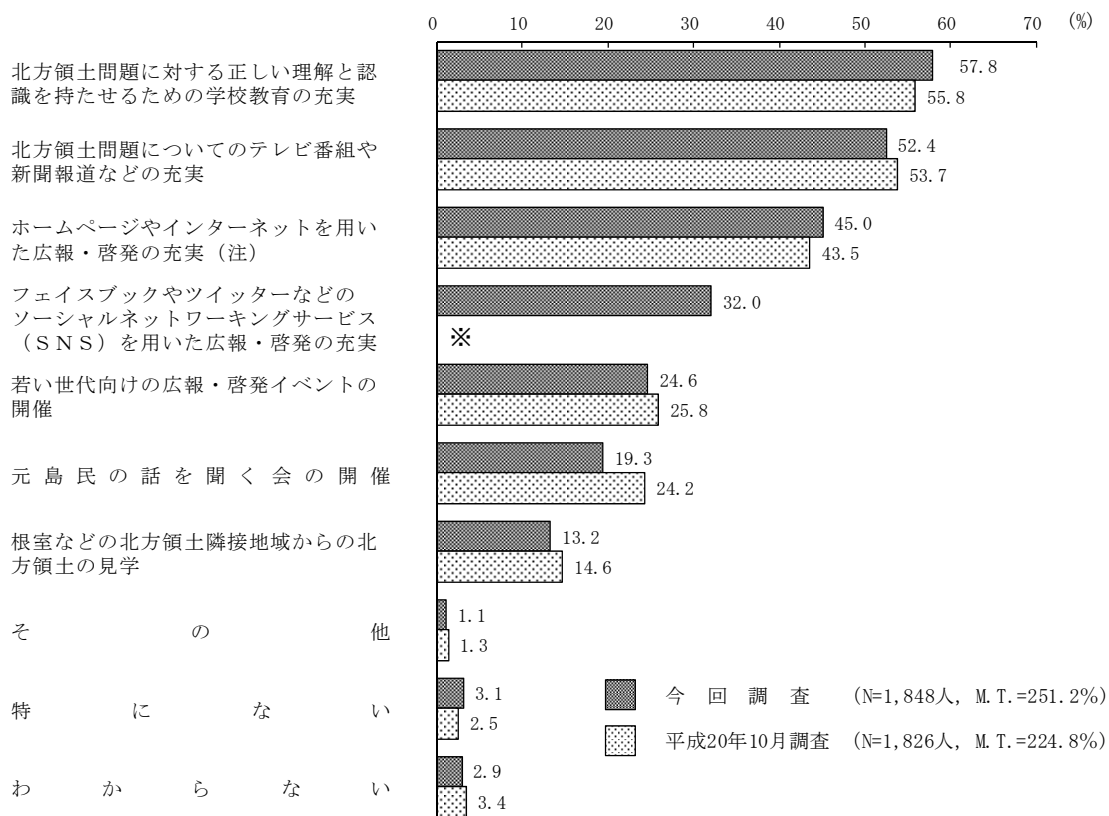


※：調査をしていない項目

#### 4 若い世代の返還要求運動への参加促進について（複数回答，上位4項目）

	平成 20 年 10 月	平成 25 年 10 月
・ 北方領土問題に対する正しい理解と認識を持たせるための学校教育の充実	55.8%	→ 57.8%
・ 北方領土問題についてのテレビ番組や新聞報道などの充実	53.7%	→ 52.4%
・ ホームページやインターネットを用いた広報・啓発の充実（注）	43.5%	→ 45.0%
・ フェイスブックやツイッターなどのソーシャルネットワーキングサービス（SNS）を用いた広報・啓発の充実	※	→ 32.0%

（複数回答）



（注）平成20年10月調査では、「インターネット等の若い世代向けの媒体を用いた広報・啓発の充実」となっている。  
 ※：調査をしていない項目

## 北方領土問題に関する特別世論調査

調査時期：平成25年9月26日から平成25年10月6日  
調査対象：全国20歳以上の日本国籍を有する者3,000人  
有効回収数（率）：1,848人（61.6%）

話は変わりますが、次に時事問題として、「北方領土問題」についてお伺いします。

（【資料】を提示して、対象者によく読んでもらってから質問する。）

### 【資料】

北方領土問題とは、ソ連／ロシアによる法的根拠のない占拠が続いている我が国固有の領土である北方四島（歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島）を我が国へ返還することを求めている問題です。

第二次世界大戦末期の昭和20年（1945年）、ソ連は当時有効であった日ソ中立条約を無視して対日参戦し、北方四島を占領、ロシアとなった現在もなお法的根拠なく占拠し続けています。

北方領土問題の解決は、日本・ロシア両国間の最大の懸案事項です。政府は、北方四島の帰属の問題を解決してロシアと平和条約を締結することにより、両国関係を完全に正常化するという方針のもと、強い意思を持ってロシア側との間で平和条約交渉を行っています。

また、外交交渉を支える国民世論の結集と高揚を図るため、例えば返還を求める署名活動、パネル展、広報・啓発イベントや元島民の話を聞く会などが開催されるとともに、毎年2月7日を「北方領土の日」とし、この日を中心に多彩な行事が行われるなど、官民により様々な北方領土返還要求運動が取り組まれています。

その一方、返還要求運動の中心となってきた元島民をはじめとする関係者が高齢化しており、今後、若い世代がこの運動に参加し、運動を継続していくことが期待されています。

### 【北方領土問題の認知度】

Q1 【回答票1】あなたは、日本とロシアの間に「北方領土問題」があることをご存じですか。この中から1つだけお答えください。

- (40.5) (ア) 問題について聞いたことがあり、問題の内容も知っている  
(41.0) (イ) 問題について聞いたことがあり、問題の内容もある程度知っている  
(16.1) (ウ) 問題について聞いたことはあるが、問題の内容までは知らない  
(1.8) (エ) 問題について聞いたことがない  
(0.6) わからない

→ (次ページのQ2へ)

↓ (次ページのSQへ)



(Q1で「(ア)問題について聞いたことがあります、問題の内容も知っている」、「(イ)問題について聞いたことがあります、問題の内容もある程度知っている」、「(ウ)問題について聞いたことはあるが、問題の内容までは知らない」と答えた方に)

SQ 【回答票2】北方領土問題を何から知りましたか。この中からいくつでもあげてください。(M. A.)  
(N=1,803)

- (91.3) (ア) テレビ・ラジオ
- (70.7) (イ) 新聞
- (21.1) (ウ) 本や雑誌などの出版物
- (9.5) (エ) ホームページなどインターネット
- (1.2) (オ) フェイスブックやツイッターなどのソーシャルネットワーキングサービス(SNS)
- (1.9) (カ) 携帯電話・スマートフォン
- (26.8) (キ) 学校の授業
- (14.8) (ク) 家族・知人
- (7.4) (ケ) 広報・啓発イベント
- (8.0) (コ) 広報・啓発刊行物(パンフレットやリーフレットなど)やポスター
- (1.8) (サ) 空港、街角などに設置されているモニターやビジョン
- (1.4) その他( )
- (0.3) わからない

(M. T. =256.2)

---

(全員の方に)

**【北方領土返還要求運動の認知度】**

Q2 【回答票3】あなたは、北方領土返還要求運動として官民により様々な取組が行われていることをご存じですか。この中から1つだけお答えください。

- (20.6) (ア) 取組について聞いたことがあります、取組の内容も知っている
- (30.7) (イ) 取組について聞いたことがあります、取組の内容もある程度知っている
- (39.2) (ウ) 取組について聞いたことはあるが、取組の内容までは知らない
- (8.2) (エ) 取組について聞いたことがない
- (1.4) わからない



(全員の方に)

**【若い世代の返還要求運動への参加促進について】**

Q 4 【回答票 6】 今後、若い世代の北方領土返還要求運動への参加を促すためには、どのような取組が重要と考えますか。この中から**いくつでも**あげてください。(M. A.)

(45.0) (ア) ホームページやインターネットを用いた広報・啓発の充実

(32.0) (イ) フェイスブックやツイッターなどのソーシャルネットワーキングサービス (SNS) を用いた広報・啓発の充実

(52.4) (ウ) 北方領土問題についてのテレビ番組や新聞報道などの充実

(57.8) (エ) 北方領土問題に対する正しい理解と認識を持たせるための学校教育の充実

(24.6) (オ) 若い世代向けの広報・啓発イベントの開催

(19.3) (カ) 元島民の話を聞く会の開催

(13.2) (キ) 根室などの北方領土隣接地域からの北方領土の見学

( 1.1) その他 ( )

( 3.1) 特にない

( 2.9) わからない

(M. T. =251.2)